

住民税非課税世帯 住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金 対象世帯診断チャート

① 令和6年12月13日に沖縄市に居住していましたか？

いいえ

はい

※①が「いいえ」の方は令和6年12月13日に居住していた市町村へご確認ください。

② 令和6年度個人住民税において、世帯全員が非課税の世帯又は均等割のみ課税の方と非課税の方で構成される世帯に該当します。

(※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。)

いいえ

はい

③ 世帯の全員が、住民税均等割が課税されている方の扶養を受けている世帯ではありません。

いいえ

はい

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、ご家族に確認して下さい。

④ 他の市区町村の給付金対象世帯ではありません。

いいえ

はい

支給対象世帯と見込まれます。

3月上旬頃に対象者と見込まれる方へ確認書送付を予定しております。

※他市町村からの転入や、市県民税の未申告などにより、課税状況が不明な場合は、「申請書」の提出が必要です。

対象外

【お問合せ先】

○給付金の申請方法について

沖縄市役所 5階 給付金担当 098-929-3011